

平成28年6月藤沢市議会定例会
子ども文教常任委員会資料

待機児童の状況と解消に向けた取り組みについて

1. 待機児童の状況とこれまでの取り組みについて

本市においては、平成31年度までの幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めた「子ども・子育て支援事業計画」並びに「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に基づき、保育の需要に対応するための様々な取り組みを進めています。

平成27年度の取り組みとしては、認可保育所の新設や再整備に伴う定員拡大及び小規模保育事業所の整備などにより、平成28年4月時点で昨年4月と比較して514名の定員拡大を図るとともに、藤沢型認定保育施設制度の見直しなどを行いました。

それらの取り組みの結果、平成28年4月1日現在の認可保育所等の待機児童数は55人となり、昨年同期の83人と比べ、28人減少しました。

なお、就学前児童数はほぼ横ばいで推移していますが、利用申込者数は昨年より426人増加し、就学前児童数に対する利用申込者数の割合は、昨年から2.0ポイント上昇して29.9%となっています。

項目	人数	年齢別内訳	
		3歳未満	3歳以上
就学前児童数	22,691	11,052	11,639
保育所等利用申込者数①	6,793	3,221	3,572
利用児童数②	5,983	2,539	3,444
認可保育所等	5,834	2,390	3,444
地域型保育事業	149	149	0
保留児童数③=①-②	810	682	128
藤沢型認定保育室④	195	—	—
預かり保育を実施している幼稚園⑤	3	—	—
求職活動中のうち求職活動を休止している方⑥	172	—	—
私的な理由により待機している方⑦	179	—	—
育児休業中の方⑧	206	—	—
待機児童⑨=③-(④~⑧)	55	50	5

※総定員数：6,220名（認可保育所：6,036名 地域型保育事業：184名）

2. 待機児童の解消と将来の保育需要に対応するための取り組みについて

待機児童の大部分を占める3歳未満児については、すべて1・2歳児であり、その受け入れ枠の確保が重要な課題となっています。そのため今年度については、以下に記載の様々な取り組みを進めることにより、待機児童の解消と将来の保育需要に対応していきたいと考えています。

(1) 現在進めている保育所整備

＜平成29年4月までに開所する施設＞

①認可保育所の新設整備			
地区	定員	内3歳未満	開所予定時期
東南	90	36	平成28年7月
西南	60	27	平成28年8月
西南	60	27	平成28年9月
小計 3園	210	90	
東南	120	48	平成29年4月
西南	60	27	平成29年4月
北部	60	27	平成29年4月
小計 3園	240	102	
計 6園	450	192	
②既存保育所の再整備による定員拡大			
地区	定員拡大	内3歳未満	定員拡大時期
中部	6	0	平成29年4月
合計(①+②)	456	192	

＜平成29年5月以降に開所する施設＞

認可外保育施設の認可化整備			
地区	定員	内3歳未満	開所予定時期
北部	75	28	平成29年11月

(2) 小規模保育事業所の新設整備

整備計画に基づき、0歳児～2歳児を対象とした小規模保育事業所の新設を図るため、現在小規模保育事業A型設置運営事業者の公募を以下に記載のとおり実施しています。

なお、保育の質も確保する観点から、これまでと同様に、保育従事者が全員有

資格者である小規模保育事業A型のみを募集しています。

【募集期間】平成28年5月16日（月）～7月8日（金）

【募集地区及び設置予定数】

北部地区：2園 中部地区：2園 東南地区：5園 西南地区：1園

計10園

【開所時期】平成29年4月～平成30年4月

【計画目標値】定員171名

（3）幼稚園における預かり保育の長時間化等の推進

保護者が就労している児童も幼稚園を利用できるよう、今年度から補助金の支給要件の見直しを行い、教育時間前の預かり保育に対する補助の新設や、長期休業中の補助基準の充実などを図っています。

今後も引き続き、幼稚園事業者における長時間預かりが推進されるよう、幼稚園事業者との協議・調整を行っていきます。

（4）幼稚園の「認定こども園」への移行に向けた支援

認定こども園については、保護者の就労状況等によらず、就学前の子どもに教育及び保育を一体的に提供する施設であり、また、小規模保育施設等の3歳児以降の受け入れ先としての連携施設となります。

北部地区の1園が、平成29年4月の認定こども園への移行を検討していますので、その円滑な移行に向けて県との手続き・調整など、より具体的な支援を行っていきます。

（5）利用者支援事業の充実

市では保育コンシェルジュを配置し、利用者の個別ニーズに対応した教育・保育施設等を円滑に利用できるように、利用者支援事業を行っています。昨年度までは、保育課窓口での相談支援のほか、湘南台と辻堂の子育て支援センターにおいて定期的に出張相談を実施してきましたが、今年度からは新たに辻堂及び六会子育て支援センターに正規職員の保育士を各2名配置し、子育て支援センターの機能強化と利用者支援事業の充実を図っています。これらの取り組みを進めることにより、利用者が個別のニーズに対応した教育・保育施設等の円滑利用ができるよう努めていきます。

3. 国から示された緊急対策に対する本市の対応について

保育の申込者数が急増している状況の中で、国において待機児童解消までの緊急的な取り組みとして、平成28年3月28日に「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」が、また4月7日にはその対応方針が公表されました。

今回の対応方針においては、①子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化②規制の弾力化・人材確保等③受け皿確保のための施設整備促進④既存事業の拡充・強化⑤企業主導型保育事業の積極的展開の5本の柱を中心に、

保育の実施主体である市区町村と連携を密にして取り組むことが示されています。

対象となる自治体は、平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる自治体など、全国で227の自治体が挙げられており、本市もその対象に含まれています。

本市においてはこれまでも、認可保育所の新設整備を中心とした待機児童解消のための様々な取り組みを進めてきていますが、国から示された対応方針を踏まえた新たな取り組みを今後検討していきます。

今後も低年齢児を中心とした保育の需要が増加していくことが見込まれることから、認可保育所の整備や小規模保育事業所の新設などにより、更なる待機児童の解消と将来の保育需要に対応していきたいと考えています。

以上

【事務担当 子ども青少年部子育て企画課・保育課】